

議案第 12 号

立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 19 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 小町 邦彦

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)の公布による。

## 立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

立川市立学校事案決定規程（平成13年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分 件名	校長	副校長	区分 件名	校長	副校長
…略…			…略…		
所属職員の管理に関する事に關すること。	<p>1 職員の人事に係る具申に關すること。</p> <p>2 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって時間額による報酬を受けるものの雇用に関すること。</u></p> <p>3 その他人事に係る</p>	<p>1 職員の人事に係る軽易な届出及び報告に關すること。</p>	所属職員の管理に関する事に關すること。	<p>1 職員の人事に係る具申に關すること。</p> <p>2 <u>臨時職員</u>の雇用に關すること。</p> <p>3 その他人事に係る重要な決定及び報告に關すること。</p>	1 職員の人事に係る軽易な届出及び報告に關すること。

	重要な決定及び報告 に関すること。			
職員の服 務に關す ること。	<p>1 職員の校務分掌に 關すること。</p> <p>2 主任の具申に關す ること。</p> <p>3 職員の正規の勤務 時間の割振り、休憩 時間及び休息時間に 關すること。</p> <p>4 副校長の週休日の 勤務及び変更、日直 勤務、休日勤務及び 代休日の指定、休暇 並びに育児休業、育 児短時間勤務及び部 分休業に關するこ と。</p> <p>5 副校長の出張（長 期にわたる近接地外 の出張及び海外への 出張を除く。以下同 じ。）の命令に關す</p>	<p>1 職員の週休日の勤 務及び変更、日直勤 務、休日勤務及び代 休日の指定、超過勤 務、休暇並びに育児 休業、育児短時間勤 務及び部分休業に關 すること。</p> <p>2 職員の出張の命令 に關すること。</p> <p>3 職員の欠勤、早退 その他の届出に關す ること。</p> <p>4 非常勤講師、<u>嘱託</u> <u>職員</u>及び<u>会計年度任 用職員</u>の服務に關す ること。</p> <p>5 職員（市費職員を 除く。）の職務専念 義務の免除の承認に 關すること（地方公 務員法第55条第8項 の規定に基づく適法</p>	<p>職員の服 務に關す ること。</p>	<p>1 職員の校務分掌に 關すること。</p> <p>2 主任の具申に關す ること。</p> <p>3 職員の正規の勤務 時間の割振り、休憩 時間及び休息時間に 關すること。</p> <p>4 副校長の週休日の 勤務及び変更、日直 勤務、休日勤務及び 代休日の指定、休暇 並びに育児休業、育 児短時間勤務及び部 分休業に關するこ と。</p> <p>5 副校長の出張（長 期にわたる近接地外 の出張及び海外への 出張を除く。以下同 じ。）の命令に關す</p>

	<p>ること。</p> <p>6 副校長の欠勤、早退その他の届出に関すること。</p> <p>7 職員（市費職員を除く。）の兼業の許可並びに副校长及び教育職員の教育に関する兼職等の承認の具申に関すること。</p> <p>8 職員（市費職員を除く。）の職務専念義務の免除の承認に関する事（副校长の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</p> <p>9 副校長及び教育職員の休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行の許可並</p>	<p>な交渉及びその準備を行う場合並びに勤務の軽減措置による場合を除く。）。</p> <p>6 服務に関する輕易な証明等に関する事。</p> <p>7 その他職員の服務に係る決定及び報告に関する事。</p>		<p>ること。</p> <p>6 副校長の欠勤、早退その他の届出に関する事。</p> <p>7 職員（市費職員を除く。）の兼業の許可並びに副校长及び教育職員の教育に関する兼職等の承認の具申に関する事。</p> <p>8 職員（市費職員を除く。）の職務専念義務の免除の承認に関する事（副校长の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</p> <p>9 副校長及び教育職員の休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行の許可並</p>	<p>を行う場合並びに勤務の軽減措置による場合を除く。）。</p> <p>6 服務に関する輕易な証明等に関する事。</p> <p>7 その他職員の服務に係る決定及び報告に関する事。</p>
--	---	---	--	---	--

	<p>びにその他海外旅行の具申に関すること。</p> <p>10 職員の研修（長期にわたる研修及び海外派遣研修を除く。以下同じ。）命令に関すること。</p> <p>11 服務に関する重要な証明等に関すること。</p> <p>12 叙位、叙勲等の候補者の推薦に関すること。</p> <p>13 その他服務に係る決定及び報告に関する事（副校長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</p>		<p>びにその他海外旅行の具申に関すること。</p> <p>10 職員の研修（長期にわたる研修及び海外派遣研修を除く。以下同じ。）命令に関すること。</p> <p>11 服務に関する重要な証明等に関すること。</p> <p>12 叙位、叙勲等の候補者の推薦に関すること。</p> <p>13 その他服務に係る決定及び報告に関する事（副校長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</p>	
職員の給与、旅費等入件費	<p>1 職員（市費職員を除く。）の給与に関する具（内）申に関する具申に関すること。</p>	<p>1 職員（市費職員を除く。）の給与に関する具申に関すること。</p>	<p>職員の給与、旅費等入件費</p>	<p>1 職員（市費職員を除く。）の給与に関する具（内）申に関する具申に関すること。</p>

	<p>に関する こと。</p> <p>ること（副校長の決 定すべき事案とされ ている場合を除 く。）。</p> <p>2 職員（市費職員を 除く。）の給与減額 免除の承認に関する こと。</p> <p>3 副校長の各種手当 の認定に関するこ と。</p> <p>4 その他給与、旅費 等人件費に係る重要 な決定に関するこ と。</p>	<p>と。</p> <p>2 職員（市費職員を 除く。）の各種手当 の認定に関するこ と。</p>		<p>に関する こと。</p> <p>ること（副校長の決 定すべき事案とされ ている場合を除 く。）。</p> <p>2 職員（市費職員を 除く。）の給与減額 免除の承認に関する こと。</p> <p>3 副校長の各種手当 の認定に関するこ と。</p> <p>4 その他給与、旅費 等人件費に係る重要 な決定に関するこ と。</p>	<p>と。</p> <p>2 職員（市費職員を 除く。）の各種手当 の認定に関するこ と。</p>
<p>福利厚生 及び安全 衛生に関 するこ と。</p>	<p>1 職員（市費職員を 除く。）の退職手当 等の具申に関するこ と。</p> <p>2 公務災害の認定の 副申に関すること。</p> <p>3 安全衛生委員会に</p>	<p>1 資格取得等の申請 に関するこ と。</p> <p>2 職員の健康診断に 関するこ と。</p>	<p>福利厚生 及び安全 衛生に関 するこ と。</p>	<p>1 職員（市費職員を 除く。）の退職手当 等の具申に関するこ と。</p> <p>2 公務災害の認定の 副申に関すること。</p> <p>3 安全衛生委員会に</p>	<p>1 資格取得等の申請 に関するこ と。</p> <p>2 職員の健康診断に 関するこ と。</p>

	関すること。
…略…	

	関すること。
…略…	

#### 附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。